二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

四　旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条　第二十一条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項及び第五十二条の規定は、令和六年十月一日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

（地方揮発油税法の一部改正）

第六十四条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第十三条第三項後段又は第十八条第一項」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第六十五条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二十二条」を「第二十二条第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第二項中「たばこ税法」の下に「第二十二条第三項後段又は」を加える。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第六十六条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第三項中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第四項中「同条第十三項及び第十六項」を「同条第十五項及び第十八項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改め、同条第五項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十六項」に改め、同条第七項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に改める。

第六条の二第一項中「第三十三項に」を「第三十五項に」に、「同条第十三項及び第十六項」を「同条第十五項及び第十八項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に改め、同条第二項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十六項」に改め、同条第三項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第四項ただし書中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同条第五項ただし書中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同条第七項ただし書中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第八項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十三条の二第四項」に、「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、同条第十一項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六十七条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第　号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則第四十九条第一項及び第五十二条中「を除く。）に」を「及び公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く。）に」に改める。

第六十八条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八十六条第二項中「同項に規定する事業所」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項に規定する産業集積事業所」に、「百分の十」を「百分の九」に、「百分の十（」を「百分の九とし、」に、「、百分の七）」を「百分の七とする。」に改める。

附則第九十八条第二項中「同項に規定する事業所」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第一項に規定する産業集積事業所」に、「百分の十」を「、百分の九」に、「百分の十（」を「百分の九とし、」に、「、百分の七）」を「百分の七とする。」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第六十九条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条から第四十二条までを次のように改める。

第四十条から第四十二条まで　削除

第四十三条中「若しくは第三十九条第一項」を「又は第三十九条第一項」に改め、「又は第四十条第一項に規定する指定法人」を削る。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下この条において「旧復興特区法」という。）第四十条第一項の規定による指定を受けた法人に関する同条第二項において準用する旧復興特区法第三十七条第二項から第五項までの規定による事業の実施の状況の報告、指定の取消し及びその旨の公表並びに旧復興特区法第四十三条の規定による地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置については、なお従前の例による。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第七十一条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第百八十四条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第十七項及び第十八項

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。